

刈払い機取扱い作業安全衛生教育講習

1 教育の目的

平成12年2月に労働省労働基準部長から示された「刈払い機取扱い作業員に対する安全教育について」により、刈払い機取扱い作業員を対象に安全衛生教育を行うもの。

2 受講対象

刈払い機取扱い作業従事者。

3 科目及び時間（途中休憩を含む）

科目	時間	時間割 (昼休み休憩時間)	講師
刈払い機に関する知識	1	8:50~9:50	建 災 防 佐賀県支部 講 師
刈払い機を使用する作業に関する知識	1	9:55~10:55	
刈払い機の点検及び整備に関する知識	0.5	11:00~11:30	
振動障害及びその予防に関する知識	2	11:30~14:20 (12:00~12:45)	
関係法令	0.5	14:25~14:55	
実技	1	15:00~16:00	

4 受講料（テキスト代2,750円（消費税込み）を含む。）

会 員	非 会 員
10,220円	11,220円

注① 会員はテキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた受講料になります。

注② 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 受講当日の携行品等

受講票・筆記用具・マスク

7 実施日・会場

実施日 第1回 令和5年4月17日

第2回 令和5年6月9日

第3回 令和5年8月17日

会 場 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563